

# 平成30年度 教育委員会 第3回定例会 議案

1 日 時 平成30年5月23日（水） 午後1時30分

2 場 所 教育委員会議室

3 日 程

(1) 開 会

(2) 議 事

第2号議案 平成30年度静岡県教員育成協議会委員の委嘱 … 1

第3号議案 知事の権限に属する事務の補助執行協議 … 8

(3) 報告事項

(4) 閉 会



## 第2号議案

平成30年度静岡県教員育成協議会委員の委嘱

教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第22条の5第1項の規定に基づき、別紙のとおり静岡県教員育成協議会委員を委嘱する。

平成30年5月23日提出

平成30年度 静岡県教員育成協議会委員(案)

別紙

教特法の位置付け (第22条の5 第1項)	区分	所属	職名	氏名	備考
研修に協力する 大学	大学	静岡大学	教授 教育学部長	菅野 文彦	
		常葉大学	教授 教務部長	安藤 雅之	
その他任命権者 が必要と認める者	市町 教育委員会	静岡県都市教育長協議会	会長	山田 幸男	富士市教育委員会教育長
		静岡県町教育長会	会長	比奈地 敏彦	森町教育委員会教育長
	公立学校	静岡県校長会	会長	羽田 明夫	焼津市立焼津中学校長
		静岡県女性校長会	会長	輿水まゆみ	富士宮市立大宮小学校長
		静岡県高等学校長協会	会長	志村 剛和	静岡高等学校長
		静岡県特別支援学校長会	会長	渡邊 浩喜	中央特別支援学校長

静岡県教員育成協議会委員 新旧対照名簿

教特法の 位置付け	区分	新委員		現委員	
		氏名	現職	氏名	現職
研修に協 力する大 学	教職大学院 を有する大 学	現委員に同じ	常葉大学 教務部長	菅野 文彦	静岡大学 教育学部長
		安藤 雅之 ※1		安藤 雅之	常葉大学 研究科長
その他任 命権者が 必要と認 める者	市町 教育委員会	現委員に同じ		山田 幸男	静岡県都市教育長協議会長 (富士市教育委員会教育長)
		現委員に同じ		比奈地 敏彦	静岡県町教育長会長 (森町教育委員会教育長)
	羽田 明夫 ※2	静岡県校長会長 (焼津市立焼津中学校長)	渡邊 聡	前静岡県校長会長 (牧之原市立榛原中学校長)	
	輿水まゆみ ※2	静岡県女性校長会長 (富士宮市立大宮小学校長)	仁藤 雅子	前静岡県女性校長会長 (富士市立岩松小学校長)	
	現委員に同じ		志村 剛和	静岡県高等学校長協会長 (静岡高等学校長)	
	現委員に同じ		渡邊 浩喜	静岡県特別支援学校長会長 (中央特別支援学校長)	

※1 常葉大学 安藤氏については、昨年度、教務部長(常葉大学11学部及び4研究科の統括)に相談し、引き続き委員として推薦いただいた。  
 ※2 静岡県校長会長及び女性校長会長については、前任者退職のため、新会長を充てる。

## 静岡県教員育成協議会

(教育政策課)

## 1 静岡県教員育成協議会の設置

- ・教育公務員特例法の一部改正に伴い、平成29年6月に静岡県教員育成協議会を設置
- ・校長及び教員の資質向上に関する指標の策定並びに指標を踏まえた研修計画の作成について協議

## 2 構成員

区 分	構 成 員
県教育委員会関係者	教育長（会長）、教育部長、教育監、総合教育センター所長
大学関係者 ※1	静岡大学、常葉大学 研修に協力する大学(教職大学院を有する大学)
市町教育委員会関係者	静岡県都市教育長協議会代表、静岡県町教育長会代表
公立学校関係者	静岡県高等学校長協会代表 静岡県校長会代表(小・中各1名) 静岡県特別支援学校校長会代表
専門的知見の活用 ※2	独立行政法人教職員支援機構に助言を依頼
外部人材の活用 ※3	保護者代表から意見聴取（平成29年度） 人材育成に関係する民間人材等から意見聴取を予定（平成30年度）

※1 静岡大学、常葉大学以外の教職課程を置く県内大学については「養成部会」に参画

※2 独立行政法人教職員支援機構は指標を策定する者に対して、専門的な助言を行う（教特法 § 22の3）

※3 検討テーマに応じて、多様な人材が柔軟に参画可能となるよう、設置要綱に「会長が必要と認める時は、上記構成員以外の者を委員とすることができる。また、関係者の出席を求め意見を聴取することができる。」旨の規定を置く。

## 3 協議内容（6月・12月）

- (1) 教員育成指標、教員研修計画の現場での活用
- (2) 管理職研修体系（校長会・大学等との連携や役割分担含む）の構築
- (3) 大学における養成段階での教員の資質向上（インターンシップの実施等）

## 4 部会の設置

静岡県教員育成協議会の円滑な協議に資するため、養成、採用、研修に特化した部会を置き、政令市や就学前教育関係者とも連携して協議する。

	養成部会	採用部会	研修部会（幹事会）
協議内容	大学における養成段階での教員の資質向上等	・義務教育等の方向性 ・採用試験の相互乗入 ・人事交流の在り方 ・免許の認定講習等	・教員育成指標等の活用 ・管理職研修体系の構築等
構成員	県教育委員会関係者	同左	同左
	静岡市及び浜松市教育委員会関係者	同左	(同左)
	大学関係者	—	(大学関係者)
	就学前教育関係者	—	—

※ 部会長が必要と認めるときは上記以外の者を委員とすることができる。また、関係者の出席を求め、意見を聴取することができる。

## 教育公務員特例法等の一部を改正する法律 抜粋

### (校長及び教員としての資質の向上に関する指標)

- 第二十二條の三 公立の小学校等の校長及び教員の任命権者は、指針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該校長及び教員の職責、経験及び適性に応じて向上を図るべき校長及び教員としての資質に関する指標（以下「指標」という。）を定めるものとする。
- 2 公立の小学校等の校長及び教員の任命権者は、指標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ第二十二條の五第一項に規定する協議会において協議するものとする。
  - 3 公立の小学校等の校長及び教員の任命権者は、指標を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。
  - 4 独立行政法人教職員支援機構は、指標を策定する者に対して、当該指標の策定に関する専門的な助言を行うものとする。

### (教員研修計画)

- 第二十二條の四 公立の小学校等の校長及び教員の任命権者は、指標を踏まえ、当該校長及び教員の研修について、毎年度、体系的かつ効果的に実施するための計画（以下この条において「教育研修計画」という。）を定めるものとする。
- 2 教員研修計画においては、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。
    - 一 任命権者が実施する第二十三條第一項に規定する初任者研修、第二十四條第一項に規定する中堅教諭等資質向上研修その他の研修（以下この項において「任命権者実施研修」という。）に関する基本的な方針
    - 二 任命権者実施研修の体系に関する事項
    - 三 任命権者実施研修の時期、方法及び施設に関する事項
    - 四 研修を奨励するための方途に関する事項
    - 五 前各号に掲げるもののほか、研修の実施に関し必要な事項として文部科学省令で定める事項
  - 3 公立の小学校等の校長及び教員の任命権者は、教員研修計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。

### (協議会)

- 第二十二條の五 公立の小学校等の校長及び教員の任命権者は、指標の策定に関する協議並びに当該指標に基づく当該校長及び教員の資質の向上に関して必要な事項についての協議を行うための協議会（以下「協議会」という。）を組織するものとする。
- 2 協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。
    - 一 指標を策定する任命権者
    - 二 公立の小学校等の校長及び教員の研修に協力する大学その他の当該校長及び教員の資質の向上に係る大学として文部科学省令で定める者
    - 三 その他当該任命権者が必要と認める者
  - 3 協議会において協議が調った事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。
  - 4 前三項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

## 静岡県教員育成協議会設置要綱

### (設置)

第1条 教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第22条の5第1項の規定に基づき、静岡県教員育成協議会(以下「協議会」という。)を置く。

### (所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 公立の小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の校長及び教員(以下「校長及び教員」という。)の資質の向上に関する指標に関すること。
- (2) 校長及び教員の資質の向上に関して必要なこと。

### (組織)

第3条 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから、教育長が任命又は委嘱する。

- (1) 県教育委員会の関係者
- (2) 校長及び教員の研修に協力する大学並びに当該校長及び教員の資質の向上に関係する大学の関係者
- (3) 市町教育委員会の関係者
- (4) 公立学校の関係者

2 教育長が必要と認めるときは、前項各号に掲げる者以外の者を委員とすることができる。

### (任期)

第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会長)

第5条 協議会に会長を置く。

- 2 会長は、教育長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する委員が、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 協議会は、会長が招集する。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

### (部会)

第7条 協議会は、必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

### (意見の聴取等)

第8条 会長は、必要があると認めるときは、校長及び教員の資質の向上に関し専門的な知識を有する者及び関係者に対し、協議会への出席を求め、その意見を聴取し、又は説明を求めることができる。

### (庶務)

第9条 協議会の庶務は、教育委員会教育政策課において処理する。

### (委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、教育長が定める。

### 附 則

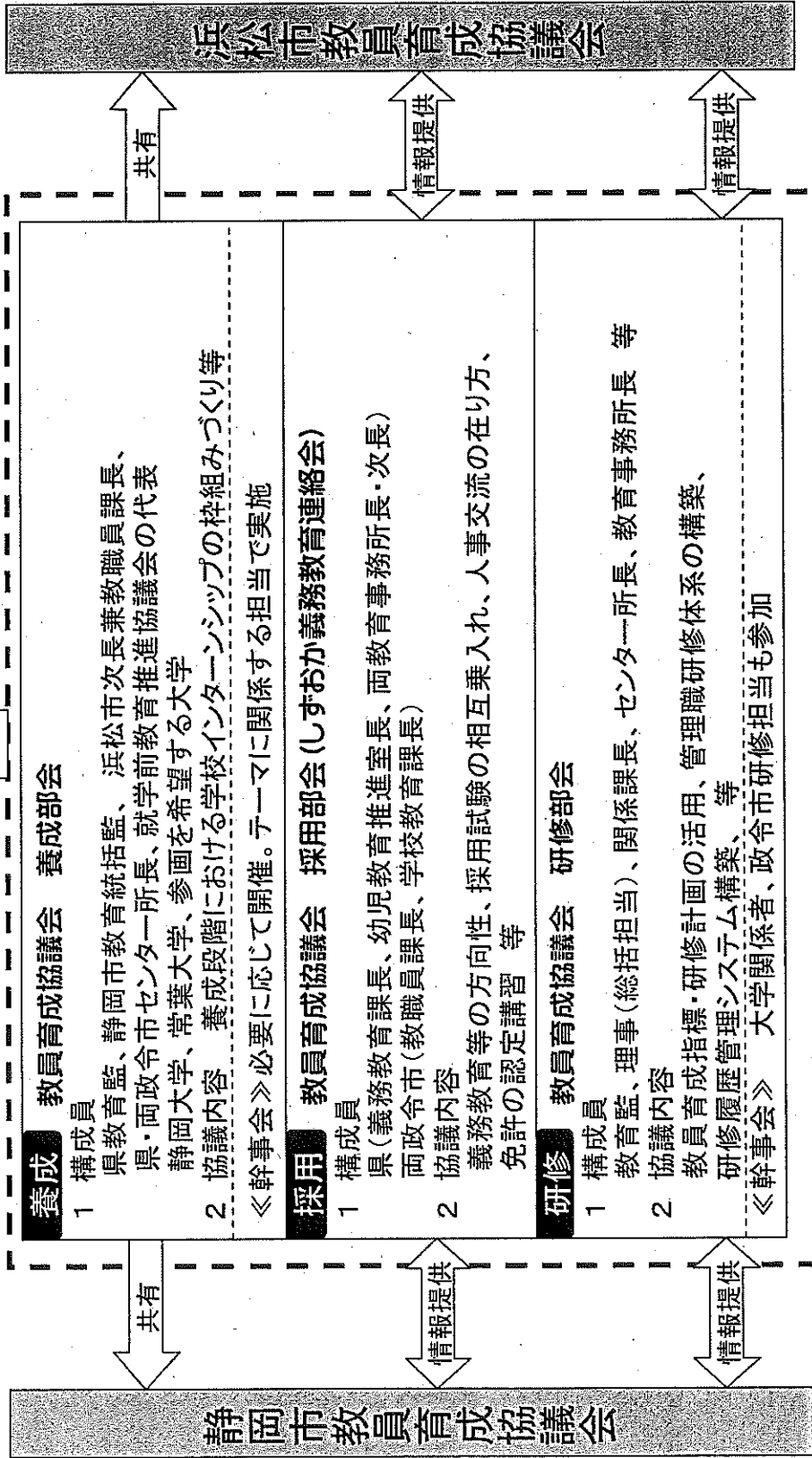
この要綱は、平成29年6月1日から施行する。



# 平成30年度 静岡県教員育成協議会について

## 静岡県教員育成協議会

- 1 構成員  
 教育長、教育部長、教育監、センター所長、  
 静岡県高等学校協会代表、静岡県校長協会代表、静岡県特別支援学校校長会代表、  
 静岡県都市教育長協議会代表、静岡県師教育長会代表、静岡大学、常葉大学
- 2 協議内容  
 教員育成指標及び研修計画の現場での活用、これからの管理職研修体系構築、養成段階でのインタビューシニアの枠組みづくり、その他採用・養成・研修の部会で提案された事項



政令市と連携・協働



### 第3号議案

#### 知事の権限に属する事務の補助執行協議

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2の規定に基づき、次に掲げる知事の権限に属する事務について教育委員会職員に補助執行させることの協議が知事からあったため、当該協議に関し同意する。

#### 対象となる事務

- 1 「静岡県子どもいじめ防止条例」（平成28年条例第55号）  
第17条に規定する議会への年次報告に関すること。
- 2 「静岡県家庭教育支援条例」（平成26年条例第80号）  
第18条に規定する議会への年次報告に関すること。

平成30年5月23日

静岡県教育委員会教育長

## 〈第3号議案 概要〉

### 知事の権限に属する事務の補助執行協議

#### 1 協議の理由

- (1) 「静岡県子どもいじめ防止条例」第17条に規定する議会への年次報告は知事の権限に属する事務であるが、いじめ防止等に関係する機関及び団体の連携を図る「静岡県いじめ問題対策連絡協議会」を教育委員会が所掌していることから、教育委員会が年次報告に関する事務を行う方が、行政能率の向上及び行政の一体性の確保に資することになるため。
- (2) 「静岡県家庭教育支援条例」第18条に規定する議会への年次報告は知事の権限に属する事務であるが、教育委員会が、家庭教育において第一義的責任を有する保護者に対し、学習機会提供や相談体制整備の推進等の直接的な支援を行っており、本条例上の最も重要な役割を担うことから、教育委員会が年次報告に関する事務を行う方が、行政能率の向上及び行政の一体性の確保に資することになるため。

#### 2 協議の内容

- (1) 「静岡県子どもいじめ防止条例」第17条に規定する議会への年次報告に関する事務の補助執行  
年次報告の具体的内容
  - ア 静岡県のいじめの状況
  - イ いじめの防止等のための対策
  - ウ いじめ問題への取組状況
  - エ 青少年を取り巻くネット利用の状況
  - オ 静岡県総合教育会議の概要
  - カ 健康福祉部におけるいじめ防止関連の取組状況
- (2) 「静岡県家庭教育支援条例」第18条に規定する議会への年次報告に関する事務の補助執行  
年次報告及び公表の具体的内容
  - ア 親としての学びを支援するための施策の実施状況
  - イ 親になるための学びを支援するための施策の実施状況
  - ウ 家庭教育の支援活動に対して支援するための施策の実施状況
  - エ 学び合い、支え合う環境の整備等に係る施策の実施状況
  - オ 人材養成等に係る施策の実施状況
  - カ 相談体制の整備・充実等に係る施策の実施状況
  - キ 県民の理解の増進等に係る施策の実施状況
  - ク その他、家庭教育に係る施策の実施状況

補助執行協議に係る条例及び法令

1 静岡県子どもいじめ防止条例

(議会への報告)

第17条 知事は、毎年度、いじめの防止等のための施策の実施状況について議会へ報告しなければならない。

2 静岡県家庭教育支援条例

(年次報告)

第18条 知事は、家庭教育を支援するための施策の実施状況について、毎年度、議会に報告するとともに、公表するものとする。

3 地方自治法

第一百八十条の二 普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務の一部を、当該普通地方公共団体の委員会又は委員と協議して、普通地方公共団体の委員会、委員会の委員長（教育委員会にあっては、教育長）、委員若しくはこれらの執行機関の事務を補助する職員若しくはこれらの執行機関の管理に属する機関の職員に委任し、又はこれらの執行機関の事務を補助する職員若しくはこれらの執行機関の管理に属する機関の職員をして補助執行させることができる。ただし、政令で定める普通地方公共団体の委員会又は委員については、この限りではない。

## ○静岡県子どもいじめ防止条例

平成28年12月27日  
条例第55号

静岡県子どもいじめ防止条例をここに公布する。

### 静岡県子どもいじめ防止条例

子どもはかけがえのない存在であり、私たちはその一人一人の個性が尊重され、尊厳が守られる環境を築いていかなければなりません。

いじめは、現代社会においてはいつでもどこでも起こり得るものであり、世代を問わず誰もが被害者にも加害者にもなる可能性があります。しかし、いじめは、どのような理由があろうとも許されない行為です。

とりわけ、子どもがいじめによって自らの命を絶つ悲しい事件が後を絶たず、深刻かつ重大な社会問題となっています。

そこで、いじめを身近な問題と捉え、これを克服するため、明るい将来を夢見る子どもがいじめに遭うことなく健やかに成長し、安心して生活できる環境を社会総がかりで整える必要があります。また、いじめを受けた側といじめを行った側の双方に対処することの大切さを認識しながら子どものいじめ防止に社会総がかりで取り組むことにより、県民のいじめ根絶の意識が高まり、誰もが互いを尊重し、ともに支え合う共生社会の実現につながります。

このような考え方に立ち、ここに、子どものいじめ防止に関する基本理念等を明らかにし、子どものいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、この条例を制定します。

### (目的)

第1条 この条例は、いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号。以下「法」という。)の趣旨にのっとり、いじめの未然防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処(以下「いじめの防止等」という。)のための対策に関し、基本理念を定め、並びに県等の責務及び県民の役割を明らかにするとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進し、もって児童生徒が健やかに成長し、安心して生活できる環境づくりに寄与することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) いじめ 児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。
- (2) 学校 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校(幼稚部を除く。)をいう。
- (3) 児童生徒 学校に在籍する児童又は生徒をいう。
- (4) 保護者 親権を行う者(親権を行う者のないときは、未成年後見人)をいう。

### (基本理念)

第3条 いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童生徒に関係する問題であることに鑑み、児童生徒が安心して生活できるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

2 いじめの防止等のための対策は、全ての児童生徒がいじめを行わず、及び他の児童生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、児童生徒が、自らを大切に思う気持ちや他者を思いやる心を育み、いじめの問題について理解を深めることにより、いじめの防止等に向けた主体的かつ自主的な取組ができるようになることを旨として行われなければならない。

3 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、県、国、市町、学校、家庭、地域住民その他の関係者の連携の下、社会総がかりでいじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

### (いじめの禁止等)

第4条 児童生徒は、いじめを行ってはならない。

- 2 児童生徒は、他の児童生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするものとする。

(県の責務)

第5条 県は、第3条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、いじめの防止等のための対策を総合的に策定し、及び実施するものとする。

- 2 県は、前項の規定により、いじめの防止等のための対策を策定し、及び実施するに当たっては、国、市町、学校の設置者その他の関係者と連携し、及び協力するものとする。
- 3 県は、学校又は学校の設置者が、この条例の趣旨にのっとり、いじめの防止等のための対策を適切に実施することができるよう、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(学校の設置者の責務)

第6条 学校の設置者は、基本理念にのっとり、その設置する学校におけるいじめの防止等のために必要な措置を講ずる責務を有する。

(学校及び学校の教職員の責務)

第7条 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童生徒の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

(保護者の責務)

第8条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであり、いじめの防止について自ら学び、その保護する児童生徒がいじめを行うことのないよう、当該児童生徒に対して愛情を持って接し、自らを大切に思う気持ちや他者を思いやる心を育み、及び規範意識を養うための教育その他の必要な教育を行うよう努めるものとする。

- 2 保護者は、その保護する児童生徒がいじめを受けた場合には、適切に当該児童生徒をいじめから保護するものとする。
- 3 保護者は、学校と連携していじめの防止等に取り組むとともに、県、国、市町、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。

(県民の役割)

第9条 県民は、それぞれの地域において、児童生徒を見守り、児童生徒がいじめに遭わない環境づくりに努めるものとする。

- 2 県民は、いじめを発見した場合又はいじめの疑いがあると認められる場合には、県、市町、学校その他の関係者に情報を提供するよう努めるものとする。

(社会総がかりの取組の推進)

第10条 県は、社会総がかりでいじめの問題の克服に取り組むため、いじめが児童生徒の心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性、いじめに係る相談制度又は救済制度等について必要な広報その他の啓発活動を行うこと等により、県民の理解を深め、及び県民の参加を促進するものとする。

(いじめ防止基本方針)

第11条 県は、法第12条の規定により、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定めるものとする。

- 2 県は、いじめに関する状況の変化を把握し、前項の基本的な方針が当該状況の変化に適切に対応できるものであるかどうかを検証し、必要があると認めるときは、前項に規定する基本的な方針を変更するものとする。

(相談体制の充実)

第12条 県は、児童生徒、保護者等がいじめについて安心して相談をすることができ、かつ、その相談に速やかに対応できるよう、相談体制の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(インターネットを通じて行われるいじめに係る対策)

第13条 県は、インターネットを通じて行われるいじめ(以下「ネットいじめ」という。)に係る対策のため、関係機関と連携して、児童生徒がネットいじめに巻き込まれていないかどうかの監視、ネットいじめに関する事案に対処する体制の整備、インターネットの適切な利用方法の周知、ネットいじめの防止に資する教育及び啓発活動その他の必要な施策を講ずるものとする。

(いじめの防止等のための組織の活用)

第14条 県は、いじめ防止対策推進法に基づき教育委員会に設置する附属機関設置条例(平成26年静岡県条例第12号)第2条の静岡県いじめ問題対策連絡協議会における関係者の連携による成果並びに同条例第10条の静岡県いじめ問題対策本部における調査及び研究の成果が、学校及び学校の設置者のいじめの防止等の対策に適切に活用されるようにするため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(重大事態等への対応)

第15条 県は、重大事態(法第28条第1項に規定する重大事態をいう。)が県立の学校で発生した場合には、関係機関と連携して、法第28条及び第30条に規定する措置等を迅速かつ適切に行うものとする。

2 県は、児童生徒又はその保護者から、関係機関が法第5章に規定する対応等を実施しない等の相談を受けた場合には、当該関係機関による措置が迅速かつ適切に実施されるよう、当該関係機関への情報提供等を行うものとする。

(財政上の措置)

第16条 県は、いじめの防止等のための対策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(議会への報告)

第17条 知事は、毎年度、いじめの防止等のための施策の実施状況について議会へ報告しなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



静岡県条例第80号

静岡県家庭教育支援条例

家庭は、子どもの心のよりどころとなる場所であるとともに、全ての教育の出発点であります。

家庭教育は、教育の原点であり、保護者と子どもの愛情によるきずなのもとに、家庭での団らんや共同体験を通じて行われてきました。特に乳幼児期から思春期にかけての家庭教育は、社会との関わり方や人生観など、人間形成に大きな影響を与えることから、保護者の役割は極めて重要であると言えます。

東西に広い静岡県では、それぞれの地域で特徴のある伝統・文化・習慣を後世に伝えながら、子どもの育ちを家庭と地域社会等が一体となって支えてきました。

しかしながら近年では、家族形態の多様化や地域社会とのつながりの希薄化など、家庭を取り巻く環境が大きく変化し、過保護や過干渉、放任や虐待など、家庭の教育力の低下が指摘されています。また、子育ての不安を抱える親や孤立化する親、社会性や自立心の形成に課題のある子どもなど、様々な問題を抱える家庭が増えています。

本県は、個人として自立し、人との関わり合いを大切にしながら、よりよい社会づくりに参画し行動する「有徳の人」の育成に向けて、子どもが基本的な生活習慣や倫理観、自立心や自制心を身に付けられるよう、保護者はもとより社会全体で家庭教育の充実に取り組んできましたが、こうした家庭と社会の変化を踏まえ、より一層の支援をしていくことが求められています。私たちは家庭教育の意義を見つめ直し、家庭教育に対する各家庭の責任を改めて認識するとともに、家庭を取り巻く学校等、地域住民、地域活動団体、事業者、行政等社会全体が、家庭教育の自主性を尊重し、それぞれ適切な役割分担を果たしつつ、一体となって家庭教育を支援する必要があります。

ここに、子どもたちが地域の宝として社会全体から愛情を受け、健やかに成長する静岡を目指して、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、家庭教育が子どもの健全な成長に果たす役割の重要性に鑑み、本県の家庭教育への支援についての基本理念及びその実現を図るために必要な事項を定め、家庭教育への支援に関する施策を総合的に推進することにより、子どもの健全な成長のために必要な生活習慣の確立並びに子どもの自立心の育成及び心身の調和のとれた発達を図り、もって子どもたちが地域の宝として社会全体から愛情を受け、健やかに成長する静岡を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「家庭教育」とは、保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護する者をいう。以下同じ。）が子どもに対して行う教育をいう。

2 この条例において「子ども」とは、おおむね18歳以下の者をいう。

3 この条例において「学校等」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（大学を除く。）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園をいう。

- 4 この条例において「地域活動団体」とは、社会教育法（昭和24年法律第207号）第10条に規定する社会教育関係団体、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項に規定する地縁による団体その他の団体で地域的な活動を行うものをいう。

（基本理念）

第3条 家庭教育への支援は、保護者が子どもの教育について第一義的責任を有するという基本的認識の下に、行政、学校等、地域住民、地域活動団体、事業者その他の社会の全ての構成員が、家庭教育の自主性を尊重しつつ、各々の役割を果たすとともに、社会全体が一体となって取り組むことを旨として行われなければならない。

（県の責務）

第4条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、家庭教育の支援を目的とした体制を整備するとともに、家庭教育を支援するための施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、前項の規定により施策を策定し、及び実施しようとするときは、保護者及び市町、学校等、地域住民、地域活動団体、事業者その他の関係者と連携して取り組むものとする。

3 県は、第1項の規定により施策を策定し、及び実施しようとするときは、様々な家庭状況に配慮するものとする。

（市町への支援）

第5条 県は、市町が家庭教育を支援するための施策を策定し、及び実施しようとするときは、市町に対して情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

（保護者の責任と役割）

第6条 保護者は、教育基本法（平成18年法律第120号）第10条第1項の規定の趣旨にのっとり、子どもの教育について第一義的責任を有することを自覚しなければならない。

2 保護者は、子どもに愛情をもって接し、子どもの健全な成長のために必要な生活習慣の確立並びに子どもの自立心の育成及び心身の調和のとれた発達を図るように努めるとともに、自らも成長していくよう努めるものとする。

（学校等の役割）

第7条 学校等は、基本理念にのっとり、保護者と連携して、子どもの健全な成長のために必要な生活習慣を身に付けさせるとともに、子どもの自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図ることにより、家庭教育の支援に努めるものとする。

2 学校等は、県及び市町が実施する家庭教育を支援するための施策に協力するよう努めるものとする。

（地域住民等の役割）

第8条 地域住民は、基本理念にのっとり、保護者と連携して、地域の歴史、伝統、文化、行事等を通じ、子どもの健全な育成に努めるとともに、保護者が家庭教育を行うのに良好な地域環境の整備に努めるものとする。

2 地域活動団体は、基本理念にのっとり、保護者と連携して、家庭教育を支援するための取組を行うよう努めるものとする。

3 地域住民及び地域活動団体は、県及び市町が実施する家庭教育を支援するための施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第9条 事業者は、基本理念にのっとり、家庭教育における保護者の役割の重要性に鑑み、従業員の仕事と家庭生活との両立が図られるよう必要な就業環境の整備等に努めるものとする。

2 事業者は、県及び市町が実施する家庭教育を支援するための施策に協力するよう努めるものとする。

(親としての学びの支援)

第10条 県は、親としての学び(保護者が、子どもの発達段階に応じて大切にしたい家庭教育に関する知識、子育ての知識その他の親として成長するために必要なことを学ぶことをいう。次項において同じ。)を支援する学習方法の開発及びその普及並びに学習内容の充実を図るものとする。

2 県は、市町、地域活動団体その他の関係者が、親としての学びを支援する学習の機会を提供することを支援するものとする。

(親になるための学びの支援)

第11条 県は、親になるための学び(将来親になるために必要となる保護者の役割、子育ての意義等について学ぶことをいう。次項において同じ。)に関する学習方法の開発及びその普及並びに学習内容の充実を図るものとする。

2 県は、学校等、地域活動団体その他の関係者が、親になるための学びに関する学習の機会を提供することを支援するものとする。

(家庭教育の支援活動に対する支援)

第12条 県は、家庭教育の支援を行う関係者が取り組む家庭教育の支援に係る活動を支援するものとする。

(学び合い、支え合う環境の整備等)

第13条 県は、保護者が家庭教育について学び合い、支え合う環境の整備を図るものとする。

2 県は、前項に規定する環境の整備に当たっては、子育て経験のある県民等多様な世代の県民の参加が図られるよう配慮するものとする。

(人材養成等)

第14条 県は、家庭教育の支援を行う人材の養成及び資質の向上に努めるとともに、家庭教育の支援を行う関係者のネットワークを構築し、それを広めるものとする。

(相談体制の整備・充実等)

第15条 県は、家庭教育及び子育てに関する相談に応ずるため、相談体制の整備及び充実、相談窓口の周知その他の必要な施策を行うものとする。

(県民の理解の増進等)

第16条 県は、家庭教育に関する情報の収集、整理、分析及び提供を行うものとする。

2 県は、家庭教育における保護者の果たす役割及び社会の全ての構成員が家庭教育を支援することの重要性について、県民の理解を深めるよう必要な施策を行うものとする。

(財政上の措置)

第17条 県は、家庭教育を支援するための施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(年次報告)

第18条 知事は、家庭教育を支援するための施策の実施状況について、毎年度、議会に報告するとともに、公表するものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成27年3月20日条例第26号)

この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成24年法律第66号)の施行の日から施行する。

### 第3回定例会 報告事項

番号	項 目	Page
1	平成 29 年度教職員の健康診断結果及び <del>退職者</del> の状況等	1

↓  
長期休業者



平成29年度 教職員の健康診断結果及び長期休業者の状況等

(福利課)

1 教職員の健康診断結果 (政令市を含む)

(1) 実施状況

(単位:人・%)

区分	受診対象者数(ア)	受診者数(イ) (受診率イ/ア)	左記受診者数(イ)のうち			
			要医療者(ウ) (割合ウ/イ)	経過観察(エ) (割合エ/イ)	異常なし(オ) (割合オ/イ)	未区分等(カ) (割合カ/イ)
県立学校	7,586	7,586(100)	1,909(25.2)	2,314(30.5)	3,265(43.0)	98(1.3)
県教委事務局	476	476(100)	119(25.0)	200(42.0)	157(33.0)	0(0.0)
市町立学校	17,000	17,000(100.0)	4,304(25.3)	4,710(27.7)	7,539(44.3)	447(2.6)
平成29年度計	25,062	25,062(100.0)	6,332(25.3)	7,224(28.8)	10,961(43.7)	545(2.2)
平成28年度計	25,142	25,137(99.9)	6,216(24.7)	7,120(28.3)	11,188(44.5)	613(2.5)
平成20年度計	25,085	25,013(99.7)	5,549(22.2)	7,292(29.2)	10,947(43.8)	1,225(4.9)

(参考) 知事部局の状況: 要医療者割合 H28:34.1% H29:33.7%

(2) 要医療者のうち勤務に制限のある者の疾病状況

肝機能、消化器、高血圧症、糖尿病、腎機能による者が5割以上を占めている。

2 教職員の特別休暇(30日以上)・退職者(以下「長期休業者」という。)の状況(政令市を含む)

(1) 校種別の状況

(単位:人)

区分	年度	H20	H27	H28	H29
市町立学校		330	322	261	260
県立学校		156	116	111	111
事務局		6	8	6	4
計		492	446	378	375

(2) 傷病別の状況

(単位:人)

区分	年度	H20	H27	H28	H29
精神疾患		211	183	168	169
悪性新生物		85	77	62	51
脳血管疾患		18	12	12	14
心疾患		6	12	5	2
その他(腫瘍、特定疾患等)		172	162	131	139
計		492	446	378	375

(3) 年代別・性別の状況(精神疾患)

(単位:人・%)

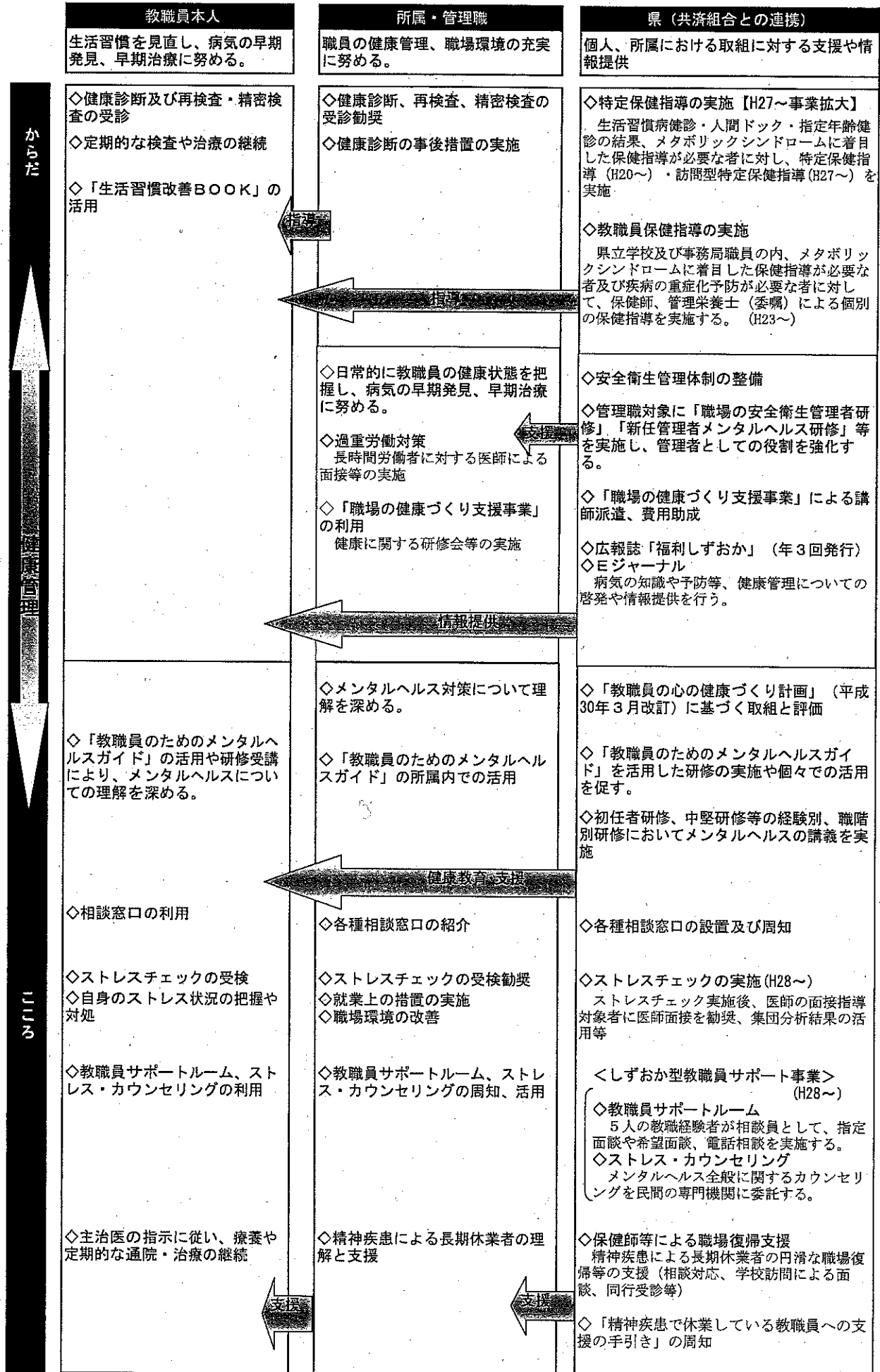
年代	20代			30代			40代			50代			合計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
取得者	10	28	38	16	20	36	20	21	41	35	19	54	81	88	169
在職者	1,701	2,200	3,901	2,559	2,955	5,514	2,451	2,920	5,371	5,641	3,680	9,321	12,352	11,755	24,107
在職者比率	0.59	1.27	0.97	0.63	0.68	0.65	0.82	0.72	0.76	0.62	0.52	0.58	0.66	0.75	0.70
H28取得者	18	33	51	16	20	36	15	16	31	34	16	50	83	85	168

(参考) 教育職員の長期休業者の在職者比率: 全国 H28:0.88% 本県 H29:0.70% (政令市含む)

(4) 長期休業者の傾向(精神疾患)

- 平成29年度の精神疾患による長期休業者数は169人であり、長期休業者全体の45.1%を占める。長期休業者数は、平成28年度と比べて1人増加したが、年代別では20代が13人減少している。
- 平成29年度の在職者比率は20代女性が1.27%と高く、平成25年度から5年連続で高い状況である。

平成30年度の主な取組





## ストレスチェック検査集団分析結果について（お知らせ）



ストレスチェック検査につきましては、お忙しい中実施に御協力いただき、誠にありがとうございました。静岡県教育委員会の集団分析結果の概要をお知らせします。

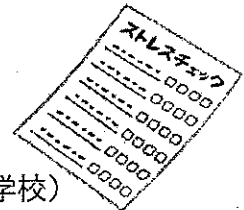
静岡県教育委員会全体のストレスチェック検査集団分析結果は、総合健康リスクが87であり、平成28年度と同様に全国平均よりもリスクが低いという結果でした。

ただし、健康リスクは限られた項目から算出しており、ここに取り上げられていないストレス要因や限られた期間の結果であることに留意する必要があります。

ストレスチェック検査の他、皆様に併せてお答えいただいたアンケート結果等を基に、今後も教職員のこころの健康づくりに取り組んでいきます。

来年度もストレスチェック検査は実施しますので、皆様には御協力をお願いいたします。

- ◆ 実施時期 平成29年9月25日～10月4日
- ◆ 使用した調査票 職業性ストレス簡易調査票
- ◆ 受検率 95.1%
- ◆ 集団分析の対象 静岡県教育委員会全体(事務局、教育機関、県立学校)



### 【健康リスク】

	29年度	28年度	内容
① 総合健康リスク	87	87	②と③を基に算出
② ストレスの原因と考えられる因子に関する健康リスク	98	98	心理的な仕事の負担(量) 仕事のコントロール度
③ 周囲のサポートに関する健康リスク	89	89	上司からのサポート 同僚からのサポート

#### ★ 「総合健康リスク」について

全国平均を100とし、100より数値が高ければリスクが高く、低ければリスクが低いことを示しています。また、総合健康リスクが120を超えている場合には、何らかの仕事上のストレスに関する問題が生じている場合が多いとされています。

### 【その他の結果】 ★「注意」「やや注意」「普通」「やや良好」「良好」の5段階で評価

	29年度	28年度	内容
ストレスの原因と考えられる因子	普通	普通	心理的な仕事の負担(量) 心理的な仕事の負担(質) 自覚的な身体的負担度 職場の対人関係でのストレス 仕事のコントロール度 技能の活用度 仕事の適性度 働きがい
ストレス反応に影響を与える他の因子	やや良好	やや良好	上司からのサポート 同僚からのサポート 家族・友人からのサポート 仕事や生活の満足度
ストレスによっておこる心身の反応	やや良好	やや良好	活気 イライラ感 疲労感 不安感 抑うつ感 身体愁訴

しずおか型教職員サポート事業（平成 28 年度開始）

（福利課）

1 教職員サポートルーム

(1) 目的

教職員が学校教育活動に専念できるよう、教職経験豊かな相談員が面談等を通じて、悩みを聴くことで、心身の健康づくりを支援する。

(2) 対象

県立学校・小中学校（政令市は除く）・事務局の教職員

(3) 事業概要

サポート相談員 5 名（小中学校 3 名、県立学校 2 名）が新規採用 2 年目の教職員を対象に訪問面談を実施するほか、電話相談や希望面談を実施する。

項目	実施	備考
指定面談	所属と調整した日	新規採用 2 年目教職員※
希望面談	本人又は所属と調整した日	本人又は所属長からの依頼により実施
電話相談	月曜日、木曜日（休日除く）	正午～午後 5 時

※ 初任者研修免除者は除く

(4) 相談実績

ア 指定面談

平成 29 年度より対象者を教諭だけでなく、全ての職種とした。

平成 28 年度			平成 29 年度						
校種	教諭	計	校種	教諭	養護教諭等※1	事務職員	小計	計※2	
静東	186	186	静東	202	12	12	226	226	
静西	176	176	静西	164	4	10	178	178	
県立	高校	121	県立	高校	170	11	22	203	355
	特支	95		特支	145	6	1	152	
計	578	578	計	681	33	45	759	759	

※1 実習助手、寄宿舎指導員、技能員を含む  
 ※2 初任者研修免除者は除く

イ 希望面談・電話相談

平成 29 年度 希望面談 9 件、電話相談 3 件（平成 28 年度は実績なし）

(5) その他

- ・指定面談時には、相談員が自分から相談することの大切さを伝え、相談窓口のリーフレットを個別に配布している。
- ・人事主管課等との定期的な連絡会を開催し、連携を図っている。
- ・若手教職員メンタルヘルス研修（4 年目教職員悉皆研修）に、相談員が講師やグループワーク援助者として協力している。

- ・各相談員が年間の相談実績をまとめ、校長会等で報告をしている。(若い教職員からの相談内容や退勤時間の状況、所属における支援の提案等)
- ・訪問時に管理職からの相談に対応することが多いため、平成30年度より管理職支援として相談実績に計上することとした。

## 2 ストレス・カウンセリング

### (1) 目的

教職員のメンタルヘルスケアの一次予防として、様々な悩みを早期に解決するための支援をし、仕事の生産性を向上させる。また、復職支援にも活用し、管理職をサポートする。

### (2) 対象

県立学校、教育委員会事務局及び教育機関の本務職員（再任用短時間勤務職員を除く）及び臨時的任用職員、教職員の配偶者及び一親等の血族（但し成人に限る）

### (3) 事業概要

ア カウンセラーによる相談（臨床心理士・精神保健福祉士・産業カウンセラー等の有資格者）

仕事上の悩みや人間関係、プライベートのことなど幅広い内容の相談ができる。

種類	利用時間	回数制限
面談カウンセリング	1回 50分以内	年度内 10回まで無料 (11回目以降は自己負担)
面談カウンセリング (復帰支援)		年度内 15回まで無料 (16回目以降は自己負担)
電話カウンセリング		回数制限なし フリーダイヤルにて無料で利用可能
Eメールカウンセリング	制限なし	制限なし

### イ デジタルコンテンツの発行

毎月、メンタルヘルス対策に関するデジタルコンテンツを教委事務局掲示板に掲載する。

### (4) 相談実績

	面談	電話	Eメール	合計
28年度	156人 (うち出張カウンセリング 67人)	16人	3人	175人
29年度	220人 (うち出張カウンセリング 89人)	15人	15人	250人

### (5) その他

- ・面談カウンセリングの一環として、希望する所属へカウンセラーが出向く「出張カウンセリング」を実施している(年間25回まで)。管理職が職員にカウンセラーへの相談を勧めたり、管理職が職員への対応について相談できる機会につながっている。

